

第6回 総会議事録

1 開催の日時 令和2年12月24日(木) 午後2時00分～午後3時20分

2 開催の場所 松江市役所 本館西棟3階 第2常任委員会室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第38号 非農地確認について

議 第39号 松江市農用地利用集積計画の決定について

議 第40号 松江市農業振興地域整備計画の変更について

議 第41号 農地、非農地の判断(非農地通知の発出)について

報告第11号 会長専決処分の報告

報告第12号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(19名) 欠席委員(0名)

1番 石倉 由美子 (出)	2番 足立 裕子 (出)	3番 勝田 達雄 (出)
4番 宮廻 彰夫 (出)	5番 渡部 文明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 角田 正紀 (出)	8番 古藤 一郎 (出)	9番 岸本 定朝 (出)
10番 角 智則 (出)	11番 青砥 芳美 (出)	12番 磯部 美津子 (出)
13番 吉岡 雅裕 (出)	14番 松本 喜次 (出)	15番 永江 りえ (出)
16番 矢野 秀行 (出)	17番 富士本 数彦 (出)	18番 高橋 裕典 (出)
19番 三島 進 (出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	大谷 敦夫	農地係主事	山田 真之
農地係長	野津 慎一	農地係主事	伊藤 謙
農地係主幹	森田 稔	農業企画係主事	村田 優斗
農地係副主任	高尾 祥和		

6 会議内容

- 議長 (三島会長) 定刻になりました。それでは、ただ今から第6回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。委員定数19名のうち、19名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。11番委員、12番委員をお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の森田主幹と山田主事をお願いします。それでは、議事に入りたいと思いますが、事務局から、議案の記載内容について、説明があるようです。事務局、説明願います。
- 事務局 それでは、議事の前に議案の訂正をさせていただきます。4頁をご覧ください。4条の23番の都計区分ですが、「他」ではなく「調」ですので、訂正をお願いします。
- 議長 事務局から、議案の訂正の説明がありました。委員の皆様におかれましては、そのように訂正してください。それでは、議事に入ります。議第35号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議第35号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は2件2筆で、所有権移転案件が2件です。
- それでは、44番の案件についてご説明いたします。申請は、朝酌町の田1筆を同一世帯内で贈与されるものです。譲渡人及び譲受人は、ご覧のとおりです。譲渡理由及び譲受理由は、ともに家庭の事情によるものです。受け人の世帯は、耕うん機、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
- つづいて、45番の案件についてご説明いたします。申請は、竹矢町の田1筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。
- 受け人の世帯は、トラクター、耕うん機等の農業用機械を共有で所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
- 以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしく願いいたします。
- 議長 8番委員 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
- 議長 いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。
- 議長 これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
- (なしの声)
- 議長 ないようでございますので、採決いたします。議第35号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
- (異議なしの声)
- 議長 ご異議なしということですので、議第35号は原案のとおり許可することに決めます。次に議第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し住宅の増築及び駐車場とするものですがすでに砂利等が敷いてあり農地以外の利用がなされており、追認案件となることから始末書が提出されています。本案件は、分家住宅を増築するにあたり地目が農地ということが発覚して農地転用の申請があったものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条75番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町東岩坂の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域ではあります令和2年12月7日に用途変更済です。転用目的は農業用ハウス、農業用倉庫及び進入路です。転用面積は238㎡、所要面積は隣地を含む754㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、約2年前から農事組合法人の農業用ハウス、倉庫、進入路として利用されていたものです。以前から農事組合法人が利用していましたが、今回法人が正式に申請地を譲り受けるにあたり所有権を移転しようとしたところ、農地転用がされていないことが判明したものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条76番について説明いたします。譲渡人、譲受人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町白石の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域のため第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は敷地拡張です。転用面積は367㎡、所要面積も同じく367㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、隣接する住宅の敷地の一部として平成3年4月頃から利用していたものであり、追認案件となることから始末書が提出されています。譲受人が隣接する宅地と合わせて申請地を買い取ろうとしたところ、農地転用がされていないことが判明したものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条77番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は西長江町の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、プレハブ倉庫及びコンテナの設置です。転用面積は757㎡、所要面積も同様の757㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備しプレハブ倉庫及びコンテナを設置するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条78番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は下佐陀町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、過去土地改良事業が実施されているため第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが令和2年12月8日付で農振除外済みです。転用目的は、個人住宅です。許可該当条項は農地法施行規則第33条第4号で、集落接続に該当します。転用面積は330㎡、所要面積も同様の330㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備し個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条79番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は坂本町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和B区域です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、兼用住宅

事務局 局 です。転用面積は166㎡、所要面積も同様の166㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備し母屋の離れとして、事務所と住居とを兼ねる兼用住宅を建築するものですが、すでに母屋の敷地の一部として利用されており追認案件となることから始末書が提出されています。なお、本案件は、兼用住宅を建築するにあたり、地目が農地であることが発覚して農地転用の申請があったものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条80番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町西岩坂の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連坦がなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は駐車場です。転用面積は298㎡、所要面積も同じく298㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、平成19年頃から●●●の駐車場として利用されていたものであり、追認案件となることから始末書が提出されています。本案件は、貸人が農地転用の手続きが必要であることを最近になって知り、事務局に相談に来たことで農地転用がされていないことが発覚し、申請に至ったものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に5条81番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町佐々布の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他です。農地区分は、10ha以上の連坦がなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和2年12月8日付で農振除外济です。転用目的は分家住宅建設です。転用面積は358㎡、所要面積も同じく358㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備し、分家住宅1棟を建築するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程しました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長 8番委員 長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

議 員 長 いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。

議長 長 これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 長 ないようでございますので、採決いたします。ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第37号の番号78番以外は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第37号の番号78番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 長 ご異議なしということですので、議第37号の番号78番以外は、原案のとおり許可することに決めます。次に、議第37号の番号78番は、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる案件でございます。議第37号の番号78番は、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 長 ご異議なしということですので、議第37号の番号78番は、原案のとおり許可相

議

長 当であると確認することに決めます。

次に、議第38号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、議第38号、非農地確認についてご説明いたします。議案の10ページと併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は5件7筆です。

それでは、10番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、東奥谷町の市街化区域、農用地区域外の畑2筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道菅田比津線と市道大平宇賀谷線の東側の交点から北東に約30m進んだ地点に位置しております。現地確認した際の現地の状況ですが、12月9日に申請者代理人の立ち合いの下、小林勇夫農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、時期は不詳ですが耕作放棄されており、現在は雑木等が繁茂し周囲も山林化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

続いて、11番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、馬潟町の市街化調整区域、農用地区域外の田1筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道手間春日線から市道帰り木2号線を西に入り、市道手間帰り木線との交点から北に50m進んだところから、西へ約40m進んだ地点に位置しております。現地確認した際の現地の状況ですが、12月9日に申請者の立ち合いの下、堀尾駿吉農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、平成15年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し周囲も山林化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

続いて、12番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、東出雲町上意東の都市計画区域外、農用地区域の田2筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道上意東揖屋線から市道富士賀瀬線を南東に入り、市道富士賀瀬支線との交点から同市道を南に約30m進んだ地点に位置しております。現地確認した際の現地の状況ですが、12月14日に申請者代理人の立ち合いの下、石倉道夫農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、昭和40年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し周囲も山林化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

続いて、13番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、東出雲町揖屋の都市計画区域外、農用地区域の田1筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道内馬高丸線から市道五反田線を南に入り、堂峠1号農道との交点から同農道を南西に約180m進んだ地点から南東に約120m進んだ地点に位置しております。現地確認した際の現地の状況ですが、12月14日に申請者代理人の立ち合いの下、石倉道夫農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、昭和40年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し周囲も山林化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

続いて、14番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、宍道町白石の都市計画区域外、農用地区域外の畑1筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道大森上来待線から市道下倉中央線を北に入り、市道菅町下倉線との交点から同市道を南西に約550m進み、さらに北に約50m進んだ地点に位置しております。現地確認した際の現地の状況ですが、12月7日に申請者代理人の立ち合いの下、伊原伸一農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を

事務局 行いました。現地は、平成4年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し周囲も山林化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。それでは、審議に入ります。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決します。議第38号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第38号は原案のとおり確認することに決めます。

事務局 次に議第39号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議第39号「松江市農用地利用集積計画の決定について」のご説明をいたします。

はじめに農用地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。所1は、大野地区、田1筆の贈与による所有権移転です。譲渡人の方は、労力不足により贈与したいとのことで、譲受人の方は、経営規模拡大のため取得したいとの要望があったため、今回農用地利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。贈与のため、対価の支払いはありません。所2は、古江地区、田1筆の売買による所有権移転です。譲渡人の方は、労力不足により売りたいとのことで、譲受人の方は、経営規模拡大のため取得したいとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。売買価格は、議案に記載のとおりです。所3は、東出雲地区、田3筆と畑1筆、計4筆の売買による所有権移転です。譲渡人の方は、労力不足により売りたいとのことで、譲受人は、経営規模拡大のため取得したいとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。売買価格は、議案に記載のとおりです。

つづいて農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。利1は生馬地区の新規案件です。利2と利3は本庄地区の案件で、このうち利3が新規の案件です。利4は鹿島地区の新規案件です。利5から利23は東出雲地区の案件で、このうち利10と利11、利16、利18から利23が新規の案件です。利24は八雲地区の新規案件です。利25から利39は宍道地区の案件で、このうち利28から利31が新規の案件です。以上、今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田88,956㎡、畑7,014㎡、合計面積95,970㎡となります。

つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。転1と転2は大野地区、機構転貸の案件で、このうち転2の一部が新規の案件です。転3は秋鹿地区、機構転貸の新規案件です。転4から転8は古江地区、機構転貸の案件で、このうち転6が新規の案件です。転9から転12は生馬地区、機構転貸の案件で、このうち転9から転11が新規の案件です。転13は川津地区、機構転貸の更新案件です。転14は朝酌地区、機構転貸の更新案件です。転15は東出雲地区、機構転貸の更新案件です。転16は八束地区、機構転貸の更新案件です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田47,389㎡、畑6,979㎡、合計面積54,368㎡となります。

事務局 なお、議案の24ページにお戻りいただき転2をご覧くださいませでしょうか。あわせて、利用権設定手持ち資料の中のタテ刷りの一枚紙、左上に「訂正前」と手書きで書いてあるものの「転24」も併せてご覧くださいませ。こちらの案件につきましては、先月11月の総会でお諮りした案件ですが、総会で許可した後、告示する前の段階で、当該案件の申請者が死亡されたため、先月の案件からは資料にある「訂正後（告示したもの）」のように転24を欠番として告示いたしました。その後、申請者の息子さんが相続されるということで、再度申請をしていただき、今月案件として再度お諮りするものでございます。なお、「貸し手氏名」と「契約開始年月日」の部分以外は変更点はありません。事後報告となり、申し訳ございませんでした。

議 長 以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議 長 (なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第39号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第39号は、原案のとおり決定することに決めます。

事務局 次に議第40号「松江農業振興地域整備計画の変更について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議第40号の「松江農業振興地域整備計画の変更」についてご説明させていただきます。皆様方には、本日の審議に先立ち、農振除外案件の現地調査にお出かけ頂きまして、有難うございました。本日はあらためて農振除外の各申出についてご説明いたします。それでは表紙に「松江農業振興地域整備計画変更理由書（案）」とあるものをご覧ください。めくっていただきまして1ページ目は今回、どういった変更理由で、どれだけの農地が農用地区域から除外されることになるかを一覧にしたものです。つづいて2ページの農用地利用計画変更総括表は、今回の計画変更によって、農用地区域の面積がどう変化するかを一覧にしたものです。めくっていただきまして、変更土地調書、こちらが3ページから6ページの4枚ございます。これは、除外・編入の申出について、それぞれ、基本的な情報を一覧にしたものでして、今回は、除外26件、編入3件、合計29件の申出を受け付けています。めくっていただきまして、7ページ以降の変更要件確認表は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件について、各申出が適合していることについて示した一覧です。続いて、別紙「松江農業振興地域整備計画変更理由書（案）付図」をご覧ください。こちらは、地番や面積、事業計画を付図にまとめたものです。こちらの資料に基づき、各案件のご説明をいたします。

事務局 それでは整理番号1から6までまとめてになりますが、整理番号1の八雲町熊野、整理番号2の八雲町東岩坂、整理番号3の玉湯町林、整理番号4の東出雲町出雲郷、整理番号5の上本庄町、整理番号6の竹矢町、これらにつきましては携帯電話無線基地局用地としての除外案件でございます。総務省の認定を受けて事業を行っており、農用地区域における開発許可不要の案件でございます。周辺農地への影響もないと認められることから受付をいたしております。

事務局 続きまして、整理番号7宍道町白石の案件でございます。こちらは送電用の鉄塔の建設での除外申出です。こちらにも公益性の高いものとして、農業振興地域の許可不要

の案件であり、他への影響もないと認められることから、受付をしております。

つづいて、整理番号8八束町寺津の案件でございます。目的は駐車場と住宅用地の整備です。申出者は隣地の住宅で生活をしておられまして、当該地は既に駐車場が整備され敷地の一部に住宅が建っております。平成20年に整備されたそうですが、手続きを失念しており無断転用となっております。始末書の提出を受けており、追認案件として受け付けております。この度は相続をきっかけに手続きがなされていない事が発覚したようでして、次回からこのような事が無いよう指導いたしております。

続きまして、整理番号9八束町江島の案件でございます。目的は住宅の建築です。親の介護のため、本家に近く、親の所有地である当該地に住宅を建築するものです。

続きまして、整理番号10西持田町の案件でございます。目的は住宅の建築です。申出者は現在は市内のアパートにお住まいですが、お子さんが生まれて手狭になったため、本家からほど近く、親の所有地である当該地に住宅を建築するものです。周辺には利用可能な非農地もなく、ほかに代替地はないものと判断しております。

続きまして、整理番号11西持田町の案件です。目的は住宅の建築です。申出者は現在は同じく西持田町にある本家に在住ですが、手狭になったため住宅の新築を検討し、本家近くの自己所有地に建築するものです。現地調査の際にご質問いただきました、当該地と道路の間にある水路については、暗渠排水にされるようございまして、水路が詰まった際に掃除ができるように配慮をするという事で、水利組合とも調整を進めておられます。

続きまして、整理番号12島根町加賀の案件です。目的は住宅兼事務所の建築です。申出者は現在同町内にある本家に在住ですが、この度住宅の新築に際し、親の介護の必要もあることから、本家の近くに住宅を建築してその一画を建築設計事務所として利用される計画です。

続きまして、整理番号13鹿島町佐陀本郷の案件です。目的はコンビニエンスストアの移転新築です。現在の店舗は駐車場が陥没して店内も傾いており、利用者の利便性や従業員の健康を害する恐れがあるため、移転するものです。この県道沿いにはなかなか利用可能な非農地がなく、他の農地も検討しましたが条件を満たすのが当該地のみであり、当該地を選定しております。

続きまして、整理番号14西長江町の案件です。目的は住宅の建築です。申出者は現在、市内のアパートに在住ですが、住宅の新築を考え、親の面倒を見るために本家の近くに建築するものです。現地確認の際にご質問いただきました、盛り土をして、既に田から畑に転換されていることについては、形状変更の届出は受けておりませんでした。しかし、現在畑として管理をしておられますので、農地以外に用いているものではなく、特に問題は無いと判断しています。

続きまして、整理番号15宍道町白石の案件です。目的は障がい者福祉サービス事業所の整備です。こちらは平成17年にすでに整備されています。当時、農振除外がなされていない事が判明し後追いで手続きをしているものでございます。

続きまして、整理番号16宍道町佐々布の案件です。目的は住宅の建築です。申出者は現在市外のアパートに在住ですが、子供の成長に伴い、本家からほど近い当該地に住宅を建築する計画となっております。

続きまして、整理番号17宍道町佐々布の案件です。目的は生活用倉庫の増築です。整理番号16と同じ土地ですが別件でございます。昭和53年に手続きを経て隣地の土地に家庭用の倉庫を整備しましたが、その際に土地の境界を超えて整備してしまっ

ており、この度はその部分について始末書の提出を受け、追認扱いとして申出を受け付けております。今後は土地の境界の確認を徹底するよう指導しております。

続きまして、整理番号18穴道町白石の案件です。目的は住宅の建築です。申出者は現在当該地のすぐそばの住宅にお住まいですが、土砂災害特別警戒区域に指定されており、危険であるため、生活環境を変えずに住宅の移転を検討した結果、当該地を選定しております。

続きまして、整理番号19穴道町上来待の案件です。目的は住宅への進入路の確保です。申出者は隣接地の住宅を購入し広島から移住する事となっておりますが、それに際して、狭隘な進入路を拡張する計画です。こちらはすでにアスファルトが敷いてありまして、これは土地の所有者が平成15年ごろに整備をしたものでございます。この度住宅の購入に際して手続きがなされていない事が判明しました。始末書の提出を受けており追認扱いとして受付をしております。現地調査の際に隣地の●●●の一部で駐車場が整備されていることについて、ご質問をいただきました。調べたところこちらは許可を得ずに整備をされておりましたので、所有者に事情の確認を行い、除外、転用手続きを促して参ります。

続きまして、整理番号20穴道町上来待の案件です。目的は事業用の車両置場になります。申出者は車の整備・販売業を営んでおり、事業の拡大に伴い駐車場が必要となりました。事業所の隣接地である当該地が適地であり、法面に囲まれ周囲とは分断された農地でございますので、他への影響も無いものと考えられます。

続きまして、整理番号21東忌部町の案件です。目的は住宅の建築です。申出者は市内のアパートに在住ですが、子供の成長に合わせ手狭になったため、この度本家の近くに分家住宅を建築するものです。こちらはすでに家が建っております、都市計画区域外であったことから農振法や農地法のことまで気が回らず事前に着工してしまったそうです。手続きが必要であることに気づかれたようでして、始末書の提出を受け追認扱いとして受付をしております。今後はこのような事が無いように、都市計画区域であるか否かに関わらず、農地関係の法令の確認を徹底するよう、指導しております。

続きまして、整理番号22八雲町東岩坂の案件です。目的は保育所の増築です。隣接地にある保育園の園児が増加し手狭になったため、増築をおこない、既存の保育園と一体的に利用する事で良好な園内環境を確保するものです。

続きまして、整理番号23八雲町東岩坂の案件です。目的は住宅の建築です。申出者は現在、当該地のすぐそばの本家の離れで暮らしておりますが、手狭であり、老朽化も進んでいるため、本家に近い当該地に住宅を建築する計画です。

続きまして、整理番号24八雲町西岩坂の案件です。目的は住宅の建築です。申出者は現在、八雲町熊野に住んでおられますが、島根県が行う道路事業により立ち退きとなり、その代替地として当該地に住宅を建築するものです。

現在住んでおられる熊野の自宅付近では野菜を栽培しておられまして、移住地においても菜園スペースを確保する為、面積が大きくなっております。

続きまして、整理番号25八雲町西岩坂の案件です。目的は駐車場の整備です。申出者は隣接地の住宅に在住でして、駐車場が不足しているため、隣接地に駐車場を設けるものです。

続きまして、整理番号26八雲町熊野の案件です。目的は墓地の移設です。現在の墓地は居住地より離れた山の中にあり、高齢化とともに維持と参拝が難しくなったた

事務局 務 局 め、居住地からほど近い当該地に移設するものです。

続きまして、整理番号27東忌部町の案件です。目的は農用地区域への編入でございます。こちらの農地は以前現地を確認いただきまして、令和2年5月に住宅の建築目的で除外をしましたが、今年の大雨で土砂崩れがあり建築を中止しました。土砂崩れのあった部分は補助制度も活用して復興工事を予定しており、その後は中山間地域直接支払の対象地に編入する為、再度農用地区域へ編入するものです。

続きまして、整理番号28東出雲町上意東の案件です。目的は農用地区域への編入でございます。周辺農地は中山間地域直接支払制度の対象地となっており、当該地についても補助制度を今後活用しながら管理する為、農用地区域に編入するものです。

続きまして、整理番号29八雲町熊野の案件です。目的は農用地区域への編入でございます。周辺は中山間地域直接支払制度の対象地となっており、当該地についても補助制度を活用しながら管理する為、農用地区域に編入するものです。

以上、簡単ではありますが、説明させて頂きました。なお、これらの案件について、松江市農政課としましては、農用地区域の変更に関する法的基準を全て満たしていると判断しており、農地法などの他法令の許可の見込みがある事を確認しています。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 それでは対象農地につきましては、今日1日と10日に、議席番号1桁の委員と議席番号2桁の委員の2班に分けて、午前と午後に現地調査が行われております。それぞれ、代表者から報告をお願いします。

6番委員 現地調査を行った案件については、事務局から説明があった通り、いずれも問題なく許可相当であると判断いたしました。

18番委員 現地調査を行った案件については、事務局から説明があった通り、いずれも問題なく許可相当であると判断いたしました。

4番委員 現地調査を行った案件については、事務局から説明があった通り、いずれも問題なく許可相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査の代表者からの報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第40号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第40号は原案のとおり同意することに決めます。

事務局 次に、議第41号「農地、非農地の判断について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議第41号非農地通知の発出についてご説明いたします。31頁から34頁の資料をご覧ください。これにつきましては、令和元年8月頃に皆様を実施していただきました、農地利用状況調査に於きまして、B分類とされました農地の内、非農地とすることが適当とそれぞれ担当地区の委員の皆様にご判断いただきましたものについて、精査ができたものを、議案として上げさせていただきました。また、経営移譲年金等により簡単に除去できない農地は外し、今後農地としては復元できない、または、継続的に利用できないと見込まれるものを、整理させて頂いています。なお、ご承認頂けましたら、所有者に対し非農地通知を発出する予定です。説明は以上です。

議	長	<p>はい、事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、審議に入ります。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第41号は原案のとおり非農地と判断し、その旨通知することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第41号は原案のとおり非農地と判断し、その旨通知することに決めます。</p> <p>次に、報告に入ります。報告第11号「会長専決処分の報告」、報告第12号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(報告)</p>
事 議	局 長	<p>報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。</p> <p>以上で議事を終了しましたので、第6回松江市農業委員会総会を閉会いたします。</p>